



千葉労働局発表  
平成22年10月29日

千葉労働局職業安定部

職業対策課長 鈴木博之

職業対策課長補佐 新堀直人

地方障害者雇用担当官 若林正一

電話 043-221-4391 (代表)

043-221-4392 (直通)

### 障害者の雇用の促進等に関する法律第39条第2項の規定に基づく、 県教育委員会に対する適正実施勧告の発出について

「障害者の雇用の促進等に関する法律」(以下「法」という。)では、国及び地方公共団体(以下「公的機関」という。)に、法定雇用率以上の身体障害者又は知的障害者の雇用に義務付けております。法定雇用率を達成していない公的機関は、障害者採用計画を作成しなければならないとされ、厚生労働大臣は、特に必要があると認めるときは、当該機関の任命権者に対して、障害者採用計画の適正な実施に関する勧告(適正実施勧告)をすることができる旨規定されています。

千葉県教育委員会は、教育委員会に義務付けられている法定雇用率2.0%を達成できていなかったため、平成21年1月1日を始期とする3年間の障害者採用計画を作成したところですが、中間年に当たる本年6月1日現在、当該計画が適正に実施されていたとは認められませんでした。

このため、厚生労働省では、本日、上記規定に基づき、採用計画を適正に実施し障害者の採用を進めるよう、厚生労働大臣名で勧告を行いました。

## 千葉県教育委員会の障害者雇用状況

### 1 採用計画実施状況通報書の結果

平成22年6月1日現在（中間年）の在職状況				採用計画の実施状況				
算定基礎 職員数	障害者数	実雇用率	不足数	採用予定		採用実績		実施率
				職員数	うち 障害者数	職員数	うち 障害者数	
22,678	346.0	1.53	107.0	3,737	117.0	2,778	32.0	36.8

(注) 実施率 =  $\frac{\quad}{\quad}$

### 2 過去5年間の障害者雇用状況

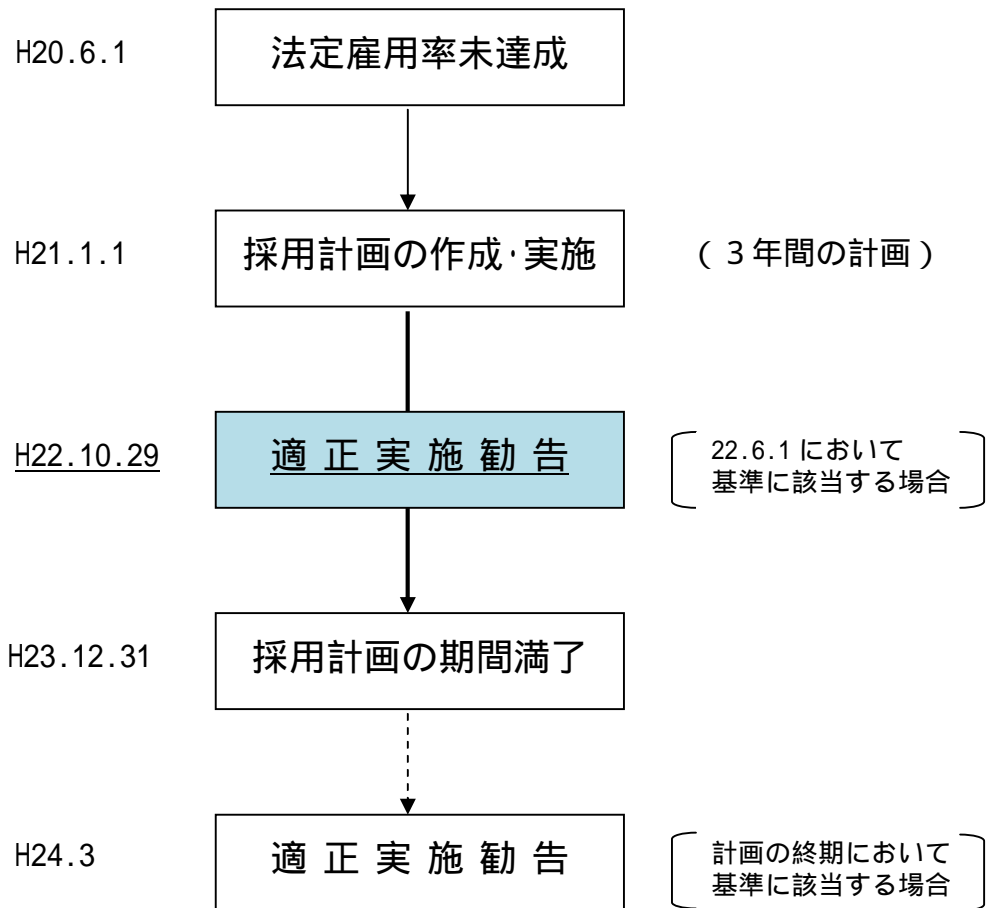
調査日	算定基礎職員数	障害者数	実雇用率	不足数
平成18年6月1日	23,072	297.0	1.29	164
平成19年6月1日	23,124	306.0	1.32	156
平成20年6月1日	22,851	338.0	1.48	119
平成21年6月1日	22,799	337.0	1.48	118
平成22年6月1日	22,678	346.0	1.53	107

## 法定雇用率について

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、その雇用する労働者数に応じて、それぞれ以下の割合（法定雇用率）に相当する障害者を雇用しなければなりません。

民間企業	：	一般の民間企業	．．．．．	1．8%
	：	特殊法人等	．．．．．	2．1%
国、地方公共団体	．．．．．			2．1%
都道府県等の教育委員会	．．．．．			2．0%

### 都道府県教育委員会に対する雇用率達成指導の流れ図



#### 適正実施勧告の発出基準

適正実施勧告の発出は、次のいずれかの基準に該当する場合に行います。

- 障害者採用計画の実施率が50%未満であること。
- 中間年の6月1日の実雇用率が、前年の6月1日現在における実雇用率を上回っていないこと。

## 関係条文

### 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和 35 年法律第 123 号)(抄)

(雇用に關する国及び地方公共団体の義務)

**第三十八条** 国及び地方公共団体の任命権者(委任を受けて任命権を行う者を除く。以下同じ。)は、職員(当該機関(当該任命権者の委任を受けて任命権を行う者に係る機関を含む。以下同じ。)に常時勤務する職員であつて、警察官、自衛官その他の政令で定める職員以外のものに限る。以下同じ。)の採用について、当該機関に勤務する身体障害者又は知的障害者である職員の数が、当該機関の職員の総数に、第四十三条第二項に規定する障害者雇用率を下回らない率であつて政令で定めるものを乗じて得た数(その数に一人未満の端数があるときは、その端数は、切り捨てる。)未満である場合には、身体障害者又は知的障害者である職員の数がその率を乗じて得た数以上となるようにするため、政令で定めるところにより、身体障害者又は知的障害者の採用に關する計画を作成しなければならない。

(採用状況の通報等)

### 第三十九条 (第 1 項 略)

2 厚生労働大臣は、特に必要があると認めるときは、前条第一項の計画を作成した国及び地方公共団体の任命権者に対して、その適正な実施に關し、勧告をすることができる。

### 障害者の雇用の促進等に関する法律施行令(昭和 35 年政令第 292 号)(抄)

(法第三十八条第一項 の政令で定める率)

**第二条** 法第三十八条第一項 の政令で定める率は、百分の二・一とする。ただし、都道府県に置かれる教育委員会その他厚生労働大臣の指定する教育委員会にあつては、百分の二とする。